

承認及び承認された (approval, approved) とは、免許の交付当局 (免許当局) による承認をいう。

評価 (assessment) とは、基準の記述にある能力 (performance) 標準に照らして、能力又は成果 (product) を判断するプロセスをいう。

オーストラリア全国訓練機関 (Australian National Training Authority) とは、連邦、州、及び準州の 3 政府によって設立され、雇用者及び従業員組織の最高機関として労働及び各産業の能力基準を承認する全国的な機関である。

機械・装置のカテゴリー (category of equipment) とは、足場の組立て、リギング、クレーン、ホイスト、ボイラー及びその他の圧力装置など、いくつかの種類の装置についての一般的な呼称である。

免許 (certificate) とは、免許当局が発行する、産業機械・装置を使用又は運転するための免許をいう。

免許査定官 (certificate assessor) とは、評価及び合格結果の証拠を提出する権限を与えられた、免許当局に登録された査定官をいう。

免許保有者 (certificate holder) とは、装置の使用あるいは運転を認められ、免許にその氏名を記載されている人をいう。

免許当局 (certifying authority) とは、州及び準州の政府によって指定された、この全国基準に関する手続を管理する責任を持つ政府の担当当局をいう。免許当局は、通常は労働安全衛生組織、労働、産業、鉱業その他の各省や部局 (department) である。

連邦政府管理当局 (commonwealth regulatory authority) とは、「労働安全衛生法 (連邦政府雇用) 1991 年」 (Cwlth) を管理する責任を負う組織をいう。

能力 (competency) とは、雇用に際して、職業又は機能として期待される水準の活動を遂行できる技量 (ability) をいう。産業用機械・装置の適切な使用と操作の能力は、種々のクラスの異なる装置の使用及び操作に関連した特定の作業に必要とされる重要な知識、スキル、及び応用力によって判断されるものとする。それは、労働安全衛生規制の一般注意義務として定義されている、危険を確認し、危険から生じるリスクを除去又は最低限に抑制するための明確な知識及びスキル、安全で衛生的な作業慣行、及び雇用者と従業員の責任などを含む。

能力基準 (competency standard) とは、「作業能力ユニット (unit of competency)」ごとに、「諸変動項目 (range of variables)」(以下の定義を参照のこと)において示されるパフォーマンス基準である。また、関係する用語には次のようなものがある。

(a) ユニット (unit) とは、広い意味での作業の構成要素をいう。各ユニットは、「能力要素 (elements of competency)」と、それに関連する「パフォーマンス基準 (performance criteria)」という 2 つの部分で構成される。

(i) 要素 (element) とは、タスク、あるいは作業の構成要素であり、観察、評価が可能なものをいう。

(ii) パフォーマンス基準 (performance criteria) とは、要素を遂行するために達成しなければならない結果を示すものである。

(b) 「能力基準」は諸変動項目に適用され、また、パフォーマンス基準が適用される状況及び条件を説明する。諸変動項目についての説明書 (range of variable statement) は、査定官又は訓練プログラムの作成者に対してパフォーマンス基準の適用範囲に関する目安を示すものである。

能力基準機関 (competency standards body) とは、オーストラリア全国訓練機関が正式に認定した能力基準機関をいう。能力基準機関は次の条件を備えなければならない。

- (a) 能力基準開発において、専門知識を有するか、又はオーストラリア全国訓練機関が認める専門知識を利用できること。
- (b) 産業界の中で、職業、産業、あるいは産業内部門の代表機関として認められ、受け入れられていること。
- (c) 職業、産業、あるいは産業内部門で、産業関係者から明確な支持を得ていること。

カリキュラム (curriculum) とは、一連の構成されたシリーズからなる学習成果あるいは学習経験を組織化したプログラムであり、通常は統合教科課程として組織化されているものをいう。種々の異なる資格に合わせて、特定の訓練／教育目標を達成するためには、カリキュラムを修了することが必要となる。

直接の監督 (direct supervision) とは、訓練中の機械・装置の使用者あるいは運転者の作業について、その訓練生のタスク及び能力に応じて指示を与え、実地教授し、監視し、チェックして、緊急事態には直ちに対応できる体制を確保するための監督行為をいう。

産業団体 (industry body) とは、業界の協会、雇用者団体、労働組合、能力基準機関、あるいは職業訓練センターをいう。

暫定免許 (Interim Certificate) とは、試験に合格した後に免許当局が発行するか、あるいは免許当局に代わるもののが発行する免許で、免許当局が正式免許を発行するまで、最大 60 日間有効である。

監視 (monitoring) とは、免許システムの管理を内部的、地域的、及び対外的に確認することによって、その品質の維持を確保するプロセスをいう。

訓練監督者 (person overseeing the training) とは、関連の免許を有し、雇用者によって機械・装置の使用者あるいは運転者を監督する権限を与えられている者をいう。これに該当する者がいない場合は、免許当局による全国的なガイドラインに基づいて、適宜の資格があると見られる者を「訓練の監督者」とする。

訓練記録 (record of training) とは、監督下での訓練や、登録された訓練機関が行う特定種類の機械・装置用の訓練記録をいう。これには、勤務内外で修了した関連の訓練モジュール及び当該種類の機械・装置の取り扱い経験で、その訓練の監督者の確認を得たものの記録が含まれる。また、業務日誌も含まれる場合がある。

登録簿 (register) とは、産業用機械・装置の使用者及び運転者として全国労働安全衛生免許を有する者の登録簿、あるいは免許査定官の登録簿をいう。

登録訓練機関 (registered training organisation) とは、州及び準州の適宜の「職業教育・訓練認定機関」に登録され、教育・訓練の実施を認められた組織をいう*。

* 1992 年 8 月 1 日に発効した、連邦政府、州政府、及び準州政府の職業教育・訓練担当大臣間の「訓練の認定に関する全国的なフレームワーク」(National Framework for the Recognition of Training) に関する合意。

登録 (registration) とは、免許当局が免許査定官を登録するプロセスをいう。

しなければならない (shall) という表現は、強行規定について用いられる。

べきである (should) という表現は、推奨事項に用いられる。

スキル (skill) には知覚的なもの、手作業のもの、経験的知識によるもの (cognitive)、あるいは社会的なものがある。産業機械・装置の使用及び操作に関するタスクでは、通常、これらを総合したスキルが要求される。すなわち、経験的知識と心理的機能を適宜の知識とともに応用することである。

「スキル」は、

- (a) 累積的に発展する。すなわち、経験の積み上げによって順次発展する。
- (b) 連続的に発展する。すなわち、各部分はそれ以前の部分に依存し、さらに次の過程に影響を与える。

タスク (task) (又はタスクの組合せ) とは、特定の目的をもって特定の結果をもたらすために実行される、個別の、識別できる、意味のある作業ユニットをいう。タスクの遂行にはスキルが必要とされる。

装置のタイプ (type of equipment) とは、特定の機械・装置で、使用者及び運転者の明確な能力を必要とするものをいう。

訓練中の使用者又は運転者とは、特定の評価試験を受けるために、監督下での訓練や登録された訓練機関の訓練を受けている人か、あるいは、本全国基準の第 5.31 項に基づいて認められ、訓練監督者の指導を受けながら作業経験を積み、訓練を受けている人をいう。

作業場とは、適宜の州及び準州の規定で定義されている作業場をいう。

5. 一般的免許要件

5.1 本全国基準の対象とされている産業機械・装置を使用、又は運転する者は、監督下又は認証された訓練を受けている最中か、あるいは、本全国基準の移行期間中の取りきめ (Transitional Arrangements) に定められている条件のもとにある場合を除き、必ず関連の免許を保有していなければならない。

5.2 産業機械・装置の使用者と運転者、及び訓練でそれを使用し運転する者は、当該種類の産業機械・装置を安全に操作できる健康状態でなければならない。

5.3 本全国基準に基づいて免許当局が発行する免許は、オーストラリア全国を通じて有効なものと認められる。

免許の発行根拠

5.4 免許当局は、本全国基準の条件に準じて以下の基準に基づいて免許を発行しなければならない。

- (a) 能力基準の達成度で示される能力、あるいは、
- (b) 関連ガイドラインに準じて確認できる同等な能力、あるいは、
- (c) 関連ガイドラインに準じて確認できる知識及び経験

5.5 免許の申請者は、免許当局、又は免許査定官に対して以下の申請を行う。

- (a) 訓練中の使用者、又は運転者として、監督下や認証された訓練を通じて得た能力の認定
- (b) 特定の免許に関連する資格の認定
- (c) 以前の学習又は経験から得られた能力の認定

免許の適性

能力

5.6 申請者は、本全国基準の別表 A、B、及び C に示されているそれぞれの免許の能力基準に応じて、作業現場の環境において、特定タイプの機械・装置を使用または操作する能力を、次のようにして実証しなければならない。

- (a) 特定タイプの機械・装置を使って与えられたタスクを完了し、また、監督下や認証された訓練を修了する。
- (b) それと同等の資格を持つ証拠を示す。または、

- (c) 以前に同等の学習と経験を有する証拠を示す。

年齢

5.7 評価を受けるための申請を行う者は、18歳以上でなければならない。訓練はそれ以前に始めることができる。例外として、担当の免許当局に申請することによって、年齢条件の免除が検討される場合がある。

英語能力

5.8. 申請者には、特定の機械・装置を安全に使用し運転するために必要な、能力基準に定められた適切なレベルの英語能力がなければならない。

申請及び評価の実施条件

監督下や認証された訓練に基づく申請者

5.9 機械・装置の使用者あるいは運転者は、訓練監督者が以下の判断を行うか、あるいは、求めに応じて以下を実証できる場合以外は、常に直接の監督下になければならない。

- (a) 特定のタスクから、ここで要求される監督が非現実的であるか、あるいは、必要ない場合
- (b) 能力レベルから判断して、直接の監督を軽減できる場合
- (c) 監督の程度を軽減しても、訓練中の機械・装置の使用者又は運転者、あるいはその他の人が危険にさらされることがない場合

5.10 訓練を受ける機械・装置の使用者又は運転者は、査定官に訓練記録を提出しなければならない。

5.11 訓練記録には、訓練監督者による内容の確認と署名がなければならない。

5.12 免許の申請及び試験手続についての情報は、免許当局、査定官、あるいは業界の訓練センターから入手できる。

同等の資格を持つ申請者

5.13 免許当局あるいは査定官は、申請を審査し同等性を判断するか、または資格について審査し、

- (a) その資格が同等でないと認められた場合には、申請者に、監督下や認証された訓練を受けさせる。又は
- (b) 適宜、同等の資格があるものと認め、その申請者に対して、監督下や認証された訓練を免除する。及び
- (c) 同等性が認められた場合には、申請者が、特定の免許に関する能力基準について、そのすべて、または一部の能力評価を受けるべきかどうかを決定する。

以前に知識又は経験を持つ申請者

5.14 免許当局又は査定官は、申請を審査し、以前の知識及び経験の同等性が十分であるかどうかを判断して以下の措置を講じる。

- (a) 適宜、以前の知識と経験を同等な能力と認定して、その申請者に対して、監督下や認証された訓練、及び能力試験を免除する。又は
- (b) 適宜、申請者に、監督下や認証された訓練又は能力評価を受けさせる。

申請及び評価のプロセス

5.15 評価の申請を行うためには、申請者は、以下の書類及び手数料を免許当局、又は、その権限が委任されている免許査定官に提出しなければならない。

- (a) 申請フォーム

- (b) 以下に該当する適宜のもの
 - (i) 訓練記録
 - (ii) 資格、関係する既存の知識、経験及び訓練などを証するもの
- (c) 就労又は訓練中の場合には、その雇用者や訓練監督者の氏名と住所
- (d) 定められた手数料
- (e) 過去5年間に、免許当局によって何らかの種類の産業用機械・装置に関する免許の効力を停止、又は取消されたことがあったかどうかについての申告書

5.16 免許当局又は査定官は、申請とともに提出された書類の信憑性及び適切性について調査する権利を有する。

5.17 申請者が特定の免許についての能力基準を満たしているかどうかの判定は、免許査定官が行う。

5.18 免許査定官は、免許当局に登録されていなければならない。また、免許査定官は、当該機械・装置の使用及び運転能力を示す免許、労働安全衛生に関する知識及び経験、関連産業での経験を含め、適切な資格を備えていなければならない。また、免許査定官は、産業における査定官に対する全国能力基準に適合していなければならない。

5.19 申請者が、自らが然るべき能力レベルに達したと思う時には、免許査定官による評価を受ける手配をしなければならない。

5.20 評価は、免許査定官が指定し、あるいは認める時と場所において行われる。

5.21 免許査定官は、免許当局が定めた要件に基づいて評価作業を実施しなければならない。免許査定官は、本全国基準の第6.4項から第6.6項に定められた能力基準の評価方法を用いて評価を行う。

5.22 評価の結果合格であった場合は、免許査定官は、免許当局による免許が発行されるまで機械・装置の使用及び運転を許可する、評価合格証明書を発行しなければならない。

5.23 評価の終了時には、免許査定官は免許当局に対して以下の事項を通知しなければならない。

- (a) 申請者から必要な書類が提出されたこと
- (b) 申請者に対する評価手続が終了したこと及び、その結果が合格である場合には、評価に合格したことを証する証明書が発行されたこと、あるいは
- (c) 申請者が不合格で、再試験が必要であること

5.24 申請者が必要な基準能力に達せずに再評価を申請する場合には、申請事項全体、あるいはその一部について評価を受けることができる。再評価は、申請者が監督下や認証された訓練を修了し、かつ、最初の評価から3週間後以降にしか行われない。再評価は当初と同じ方法で行われ、特に最初の評価で満足のいく結果を得られなかった項目を含むものとする。

5.25 申請者が免許査定官から能力評価に合格したという正式な通知を受け、かつ、免許当局がすべての法的要件が整ったと判断した場合、免許当局は免許証を発行しなければならない。

免許

5.26 免許には以下の事項が記載される。

- (a) 免許保有者の氏名及び署名
- (b) 発行日
- (c) 発行した免許当局の名称
- (d) 免許当局の概要
- (e) 保有者が使用又は運転することを認められた機械・装置のクラス
- (f) 免許保有者に割付けられた確認番号

5.27 免許は、本全国基準の第 5.33 項から第 5.37 項の「停止及び取消し」に記載された場合を除き、終身有効なものとする。

(以下、5.28 から 5.41 省略)

6. 管理上の取りきめ

監督下や認証された訓練

6.1 訓練中の使用者又は運転者として機械・装置の使用又は運転を申請する者は、以下を通じて要求される適切な能力基準に達していなければならない。

- (a) 勤務中における、監督下や認証された訓練、又は、
- (b) 勤務外における、監督下や認証された訓練

6.2 勤務内外における監督下での訓練は、次の特長を備えたものでなければならない。

- (a) 登録された訓練機関による直接の監督や訓練であること
- (b) 訓練記録が作成されること

6.3 関連の認証された訓練は、登録された公的あるいは民間の訓練機関によって行われ、これには TAFE (技術高等教育専門学校)、業界のトレーニング・センター、及び企業などが含まれる。この種の訓練には、特定の免許のための能力基準に準じるモジュールの修了も含まれるべきである。

評価

6.4 この項では、免許当局の主導によって確立される、評価手続における最低要件を規定する。免許の申請者は、本全国基準に規定された能力基準に基づいて評価される。申請者がその能力評価のすべてまたは一部について免許当局からの免除を受けていない限りは、その評価は、当該の免許に関連するすべてのユニット、要素、及び能力達成基準について行われる。

6.5 免許当局は、能力基準に応じた評価方式を定めなければならない。

6.6 免許査定官は、作業場環境における申請者の機械・装置の使用及び運転を直接に観察して、その能力を評価しなければならない。免許査定官はさらに、次のような評価方法を使って能力の評価を行う場合がある。

- (a) シミュレーションやチェックリストへの記入などによる間接的な評価
- (b) プロジェクトやタスクの評価
- (c) 口頭又は書面による評価

評価は、累積的及び付加的な評価方式とする。

(以下、6.7 から 6.14 まで、及び別表 A 省略)

別表B

クレーン及びホイストの操作に関する免許のクラス並びに能力基準（抜粋）

1. 序言

本別表では、クレーン、ホイスト、及びその他の機械・装置という3つのカテゴリーについて、「産業機械・装置の使用者及び運転者のための全国労働安全衛生免許基準」[NOHSC: 1006 (2001)]の一環として14の免許クラスを指定し、その能力基準を定める。

2. 定義

以下の定義は、本別表が定める範囲において適用され、また、リフトと鉱山用巻き上げ機を除く、動力で操作されるクレーン及びホイストに基づくものとする。

タワークレーン (Tower crane) : 取外し可能、あるいは永久設置形のタワー構造物に取り付けられた動力付きのジブ（持上げ用の腕）またはブーム・クレーンで、水平移動するもののや、ジブを引き込む種類を含む。

デリッククレーン (Derrick crane) : 綱（ガイデリック）又はバックステー（スティッフ リング・デリック）で支えられたマストを持ち、それがブームの付いた基礎部分で回転して荷物をつり下げ、その腕先を上げることができる動力付きの回転支柱を持つクレーン。

門形ブーム・クレーン (Portal boom crane) : 門形フレームに取り付けられた動力付きジブクレーンあるいはブーム・クレーンで、そのフレームが、クレーンの移動する走行路に沿って支えられているもの。

ブリッジ・クレーン (Bridge crane) 又はガントリー・クレーン (Gantry crane) :
ブリッジ・クレーン : ブリッジ型のビーム（梁）からなるクレーンで、その片方の端からもう片方の端までの高架式通路を移動できる運び台が取り付けられていて、かつ、一つあるいは複数の巻き上げ装置が付いたものをいう。

ガントリー・クレーン : 1本以上の橋形の梁を備え、その両端を、運び台を取り付けた脚で支える動力付きクレーンで、固定されているかどうかにかかわらず、舗装路又はデッキの上を移動でき、また、橋形の上を移動する1つ又は複数の巻上機をつけた横行装置を備える。

ブリッジ及びガントリー・クレーン : 以上のうち、クレーン上の常設のキャビン又は制御室から離れた所で運転され、動力が3個以下で、巻き上げと巻き下ろしを同一操作で行うクレーンは除く。

車両積載型クレーン (Vehicle loading crane) : (最大持上げ能力10メートルトン以上) 主として車両の積み下ろしを行う目的で車両に搭載された、動力付き旋回式クレーンをいう。

非旋回式自走クレーン (Non-slewing mobile crane) : (最大持上げ能力3トン以上) ブーム（クレーンのブーム）あるいはジブを備えた自走クレーンで、連接型自走クレーン、及びロコモチブ・クレーンを含むが、車両で牽引輸送作業を行うクレーンは含まない。

旋回式自走クレーン (Slewing mobile crane) : ブームあるいはジブを備えた動力付き旋回式自走クレーンをいうが、クレーン作業用に改造した前置ローダー、バックホー、掘削機、あるいはこれらに類似した器具は含まない。

資材・作業台ホイスト (Materials platform hoist) : 物品・資材専用の建設用巻上げ機で、作業員を乗せることはできない。車台、バケット又は作業台が基礎構造物の表面を上下す

る。

作業員及び資機材用ホイスト (Personnel and materials hoist) : 作業員または物品・資材を巻き上げる建設用ホイストで、車両、構造物、ホイスト関連の機械又はその他の装置で構成される。カンチレバー・ホイスト、タワー・ホイスト、又は複合式のウインチ作業 (multiple winch operation) のいずれかをいう。ここでは、作業員の運搬用ホイストとして構成されたウインチを含む。

ブーム型高所作業台 (Boom-type elevating work platform) : 高所作業のために、作業員、機械・装置、及び資材などを作業台に載せて持ち上げる、入れ子式、蝶番方式、連結式、又はこれらを組み合わせによる装置をいう。ただし、ブームの長さが 11 メートル未満の作業台は含まない。

ブームの長さ (11 メートル) は、次のいずれかの長い方を意味する。

- (a) 作業台が最高地点にある場合の、床から作業台までの垂直の距離、又は、
- (b) 水平に測った距離の届く範囲。すなわち、回転運動の中心点から作業台が最も伸びた時の外側の端までの長さ。

コンクリート打ち用ブーム (Concrete placing boom) : ブームに取り付けられているか、あるいはその一部を構成しているパイプを通して、ポンプでかき混ぜ、引き込みながらコンクリートを打ち込めるナックルブームが取り付けられた、動力付き自走トラックをいう。

3. 免許のクラス

本別表では、クレーンについて 11 クラス、ホイストについて 2 クラス、及びその他の機械・装置について 1 クラスの免許が規定されている。各免許クラスは以下のリストのとおりである。

旋回式自走クレーン (限定解除／100 トン以上) の免許は、100 トンまでの免許要件を含む。

旋回式自走クレーン (100 トンまで) の免許は、60 トンまでの免許要件を含む。

旋回式自走クレーン (60 トンまで) の免許は、20 トンまでの免許を含む。

旋回式自走クレーン (60 トンまで) の免許は、非旋回式自走クレーン、および、車両積載用クレーンの免許要件を含む。

クレーン

1. タワークレーン
2. デリッククレーン
3. 門形ブーム・クレーン
4. 橋形クレーン (ブリッジ・クレーンおよびガントリー・クレーン)
5. 車両積載型クレーン
6. 非旋回式自走クレーン (能力 3 トン以上)
7. 旋回式自走クレーン (20 トンまで)
8. 旋回式自走クレーン (60 トンまで)
9. 旋回式自走クレーン (100 トンまで)
10. 旋回式自走クレーン (限定解除／100 トン以上)
11. ブーム型高所作業台 (ブームの長さ 11 メートル以上)

ホイスト

12. 資材用ホイスト (カンチレバー作業台)
13. ホイスト (作業員および資材用)

その他機械・装置

14. コンクリート打ち用ブーム

4. 能力基準の範囲

クレーン

「装置および作業領域の評価と確保」、及び「荷物の固定及び移動」という能力ユニットは、ブーム型高所作業台を除くクレーン全種の免許クラスに適用される。「クレーンの設置及び解体」及び「特定の作業の実行」という能力ユニットは、自走クレーン及びタワークレーンの要素の一部に適用される。特定の免許を申請している申請者は、各種のクレーンに関して、当該のユニット及び要素の能力評価を受けなければならない。

能力ユニット

- 1.0 装置及び作業領域の評価と確保
- 2.0 荷物の固定及び移動
- 3.0 自走式又はタワークレーンの設置及び解体
- 4.0 自走式又はタワークレーンによる特定作業の実行

ブーム型高所作業台

能力ユニット

- 1.0 装置及び作業領域の評価と確保
- 2.0 高所作業台の操作
- 3.0 高所作業台の設置及び解体

ホイスト

ホイスト関連の免許を申請している申請者は、各種クラスのホイストについて、それぞれのユニットと要素の能力評価を受けなければならない。

- 1.0 装置及び作業領域の評価と確保
- 2.0 ホイストの操作

その他の機械・装置（省略）

能力基準 クレーン及びホイスト操作（省略）

別表C

圧力装置の操作に関する免許のクラス、及び能力基準（抜粋）

1. 序言

本別表は、ボイラー及びその他の圧力装置（タービン及び往復動蒸気エンジンを含む）という2つのカテゴリーに関する文書である。ここでは「産業機械・装置の使用者及び運転者のための全国労働安全衛生免許基準」[NOHSC:1006(2001)]の一環として5クラスの免許を指定し、その能力基準を定める。なお、第2項に定義される無人型ボイラー(unattended boiler)の操作については、免許は不要である。

2. 定義

以下の定義は、本別表が定める範囲において適用される。

ボイラー (Boiler)：水蒸気又はその他の液体を、火力、燃焼設備、電力、あるいはそれに類似した手段で大気圧以上の圧力のもとで加熱する容器、あるいは容器の組み合わせ、及びその連結部分をいう。

また、ボイラーに直接連結した装置、バルブ弁、計器、付属品及び制御装置、ボイラーのセット、及び直接関係する装置なども含むものとする。

ただし、水又はその他の液体を大気中における沸点以下で熱するために冠水させるか、あるいは加圧するためのシステムは含めない。

免許との関連においては、ボイラーという意味は第1バルブ又はバルブの組立て品以後の第1接続部までを言い、以下のものは含まない。

(a) 熱しようとする液体または蒸気がなくても稼働できる設計の容器で、その場合でも容器の構造または動作への影響がないもの。

(b) 直接燃焼式プロセスヒーター。

直接燃焼式プロセスヒーター (Direct-fired process heater)：燃焼室内の放射区域又は対流区域、あるいはその両方にある一つ又は複数のコイルの管で構成される装置をいう。この装置の主たる目的は、コイルを循環するプロセス液の温度を上げて、プロセス液に蒸留、分留、反応などの（あるいはその他の石油化学的な）プロセスを発生させることである。プロセス液には完全な液状か、完全なガス状か、あるいは液体／ガスの中間状態にあるものがある。

往復動蒸気エンジン (Reciprocating steam engine)：加圧された蒸気がピストンに作動するという仕組みでピストンを動かす、すべてのスチーム機関をいう。

ただし、この定義では、ピストンの直径が250ミリメーター以上のピストン式膨張（スチーム）エンジンをすべて含む。

タービン (Turbine)：スチームの作用でタービンあるいはローターに回転運動を発生させる装置をいう。

ただし、この定義には、出力500キロワット以下のスチーム・タービン、及びエクスパンジョン・タービンは含まない。

無人型ボイラー (Unattended boiler)：

(a) オーストラリア国家規格2593*に基づいて設計され使用されるボイラー、又は、

(b) 本全国基準が制定される以前に法定当局が無人操作で使用する許可を与えたボイラーで、そのボイラーの操作が許可条件に則して行われているものをいう。

* Standards Australia、オーストラリア国家規格2593、「ボイラー — 無人及び限定的な有人操作」、Standards Australia、シドニー。

3. 免許のクラス

本別表では 5 クラスの免許を取扱うが、そのうちの 3 クラスがボイラー操作に、2 クラスがタービンと往復動蒸気機関に関する。

ボイラー

1. 基本ボイラー操作
2. 中級ボイラー操作
3. 上級ボイラー操作

上級ボイラー操作免許は、中級ボイラー操作の要件を含み、中級ボイラー操作免許は、基本ボイラー操作の要件を含む。

その他の圧力装置

4. タービンの操作
5. 往復動蒸気機関の操作

4. 能力基準の範囲

基本、中級、及び上級ボイラー操作について、同じ能力ユニットが適用される。クラス間の差は、パフォーマンス基準、及び各種の規定の違いで確認する。

基本ボイラー操作

このレベルの免許では、その作業範囲を以下の特性を持ったボイラーに関するものとする。

- 単一かつ固定式の燃焼用吸気部
- 非調節式の単一熱源
- 固定燃焼率

能力ユニット

- 1.0 ボイラーの起動
- 2.0 ボイラーの操作と監視
- 3.0 ボイラーの停止と格納

中級ボイラー操作

このレベルの免許では、その作業範囲を、以下の特性のいずれか又はすべてを備えたボイラーに関するものとする。

- 調節式の燃焼用吸気部
- 調節式熱源
- スーパーヒーター（過熱器）、及び、
- エコノマイザー

上級ボイラー操作

このレベルの免許では、その作業範囲を、中級免許での操作と同じ特性を持ち、かつ、複数種類の燃料を同時に燃焼する構造のボイラーに関するものとする。ただし、起動時に燃料の種類を調節するものは含まない。「複数種類の燃料」型のボイラーとは、以下の燃料グループのうち、少なくとも 2 種以上を燃焼させるものをいう。

- ガス、
- 次の 2 種類を含む液体燃料
 - オイル、又は、
 - ディーゼル油
- 以下を含む固形燃料
 - 石炭（粉末状の石炭を含む）
 - ブリケット（練炭）

- コークス
- 木(ウッドチップスを含む)、又は、
- その他の固形燃料

能力ユニット

- 1.0 ボイラーの起動
- 2.0 ボイラーの操作と監視
- 3.0 ボイラーの停止と格納

タービンの操作 (省略)

往復動蒸気機関の操作 (省略)

能力基準 ボイラー操作 (省略)